

藤沢市地域密着型サービス事業者等選定基準表
(看護小規模多機能型居宅介護)

	No	審査項目	主な参考資料	審査内容	配点
事業者に関する事 業					80
	1	法人の組織運営	B（3）	法人運営において、過去5年間に不適切な行為により行政処分を受けていないこと。行政処分を受けた場合は、是正が完了していること。	10
	2			・過去の5年間の実地指導・監査等において、重大な基準違反等がないこと。また、指導事項等があった場合は、是正が完了していること。 ・これまでの事業運営において利用者の処遇又は地域とのかかわりに支障を来すような問題がないこと。	10
	3	基本理念及び応募動機	B（4）	運営理念が福祉の増進に寄与するものであって、地域密着型サービス事業の運営に適していること。	15
	4			応募動機が福祉の増進に寄与するものであって、地域密着型サービス事業の運営に適していること。	15
	5	事業実績	B（1） B（2）	募集サービスに係る介護保険サービスの運営経験があること。	5
	6			介護保険サービス事業の継続性があること。	10
	7	財務状況	財務諸表等	応募事業者の財務状況が健全であり、事業を安定して継続的に行うための経営基盤を有していること。	15
事業計画に関する事 業					80
	8	整備予定地の立地	B（5） E（Ⅱ）	整備予定地・建築物等の確保が見込まれること。	5
	9		B（5） E（Ⅱ）	整備予定地の立地がハザードマップ等に該当する区域でないこと。	15
	10		B（7）	同種の既存他事業所に隣接していないこと。	5
	11		B（7）	利用者の送迎や外出にあたり安全性に問題がなく、周辺環境が日常生活や地域交流等に支障がないこと。	5
	12	整備予定地の周辺住民との関係性	B（6）	・説明会を実施していること。 ・近隣住民等の十分な理解、同意が得られていること。	10
	13	総合的な評価	B（8） 運営方針Ⅸ E事業所の整備 等	応募資料・プレゼンテーションに基づき、事業計画を総合的に評価する。	10
	14	加点項目		未整備圏域（片瀬地区、辻堂地区、村岡地区、明治地区、善行地区、湘南台地区、遠藤地区、御所見地区）での整備計画であること。	20
事業所の運営方針に関する事 業	15	加点項目	E事業所の整備	木材を積極的に活用した計画であり、利用者へのQOL向上への配慮が具体的に説明されている。	10
					100
	16	地域密着型サービスに対する考え方	B（10） 運営方針Ⅰ	地域密着型サービスの趣旨を理解し、地域の拠点として機能することが期待できること。	10
	17	認知症ケアの取組方針	運営方針Ⅱ	・認知症ケアへの意識が高く、その取組に具体性があること。 ・職員の認知症対応力向上に資する取組や研修等が充実していること。 ・認知症ケアに関する専門研修を修了した者を配置する予定があること。	10
	18	医療連携の取組方針	運営方針Ⅲ	利用者が住み慣れた地域において在宅生活を継続できるよう、医療と連携し利用者の在宅生活を包括的に支援する具体的な方針及び取組（看取り含む）があること。	10
	19	地域連携の取組方針	運営方針Ⅳ	家族、地域住民や様々な地域資源等との密接な連携が期待でき、地域の一員として機能することが期待できること。	10
	20	人材確保計画	運営方針Ⅴ 人材確保スケジュール等	人材確保計画等が具体的であり、事業開設後の運営に支障のない人員を確保できることが見込まれること。 （24時間365日稼働するに足りる人員を確保できること。）	10
	21	職員研修の方針	運営方針Ⅵ 職員研修計画スケジュール等	職員の育成に際し、職員の定着と質の高いサービスを目的とした職員研修等が具体的かつ継続的に計画されていること。	10
	22	利用者確保の見込み	運営方針Ⅶ	整備予定地区（日常生活圏域）の特徴を把握し、的確な市場調査等に基づき事業計画を検討し、利用者確保の見込みに確実性があること。	10
	23	危機管理体制	運営方針Ⅷ	・整備予定地の立地及び周辺環境に即した避難計画等（マニュアル）を準備していること。 ・設備面及び運営面において感染防止策等を十分考慮した事業計画となっていること。	10
	24	事業収支計画	B（9） 事業収支計画書等	事業開設から運営までに必要な費用等について、事業収支計画が適切に予測され、安定した事業運営が期待できること。	20
				満 点	260

※点数は1点刻みの評価とする。

※審査項目1、2、7、9、12の最低点は「0点」とし、それ以外の審査項目の最低点は「1点」とする。

※審査項目1、2、7、9、12のうち、同一の審査項目に対し2人以上の審査委員が「0点」を付けた事業者は不適格とする。

※各審査委員による評価結果の合計が満点の6割に満たない事業者は不適格とする。